

令和8年度 鮎川村立保育所新規入所児童の受付及び 途中入所希望調査の実施について

令和8年4月1日の新規入所児童の受付（おもて面）及び、途中入所希望についてあらかじめ把握させていただきたための令和8年度中の途中入所の希望調査（うら面）について実施いたします。

◎<令和8年4月1日の新規入所> を希望される方について

■入所資格（①～②の条件を満たす方）

- ①令和8年4月1日現在で村内に住所を有する、生後8か月から満6歳の乳幼児であること。
- ②お子さんの保護者及びお子さんの面倒をみている家族の方が、下記のいずれかに該当し、保育の必要性があること。
 - ・月48時間以上の労働を常態とする方
 - ・妊娠中又は出産後間もない方
 - ・疾病、負傷又は精神や身体に障がいを有している方
 - ・同居の親族を常時介護又は看護している方
 - ・災害の復旧にあたっている方
 - ・求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている方
 - ・就学（職業訓練を含む）している方



■必要書類等

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書兼村立保育所入所申込書
- ②就労証明書（会社等に勤務している方。勤務先から証明をいただいてください）
- ③事業状況申告書（農業など自営業の方）
- ④入所理由申立書（就労以外の理由で保育が必要な方）
- ⑤村立保育所利用調査票（アレルギーの有無や既往歴等、保育に必要な情報を記載する書類）

※必要書類の様式は10月14日（火）から、鮎川村健康福祉課でお渡しします。鮎川村のホームページにも掲載しています。

■申込受付

必要書類が全て整いましたら、鮎川村健康福祉課に提出してください。その際に、書類の確認、内容に関する聞き取りを行います。申込期限は令和7年11月19日（水）です。

受付期間	提出場所	受付時間
11月4日（火） ～ 11月19日（水）	鮎川村役場1階 健康福祉課 福祉係	(平日) 午前8時30分～午後5時15分 ※土・日曜日、祝日は除きます。 ※上記時間内に来庁できない方はご相談ください。

（うら面に続きます。）

■保育時間（世帯の状況により決定します）

【月～金】短時間保育 午前8時30分～午後4時30分 の範囲内
標準時間保育 午前7時30分～午後6時30分 の範囲内
【第1・3・5土曜日】 午前8時30分～午前11時

■保育料

0～2歳児：保護者の村民税の金額に応じて決定されます。既に兄姉が入所しており、同時に2人以上が入所する場合は半額となり、第3子以降は無償となります。
3歳以上児：無償となります。ただし、令和8年4月1日時点は2歳で年度途中に3歳となる場合は、途中で無償とはなりません。

■送迎

原則、保護者による送迎となります。満3歳以上のお子さんは保育所通園バスが利用できます。バスの発着時間は地区によって異なります（9時頃に保育所着、16時頃に保育所発）。

◎<令和8年度の途中入所>を希望される方について

□対象児童

令和8年度途中（4月1日以降）に保育所入所を希望する児童
※0歳児については、生後8ヶ月を迎えた日より入所が可能となります。
入所資格についてはおもて面と同様です。

□提出いただく書類（必要書類様式は鮭川村健康福祉課でお渡しします）

途中入所希望調査票

※途中入所の予約、保障をするものではありません。定員の都合上、就労及び世帯等の状況により、入所の必要性を事前に把握させていただくためのものです。

□提出について

令和7年11月19日（水）まで、鮭川村健康福祉課福祉係へお願ひいたします。

◎留意事項

- ・入所希望児童が定員を超えた場合、就労や世帯の状況等を踏まえ、選考委員会で選考します。
- ・途中入所希望調査票は、上記期限まで忘れずに提出してください。
- ・期限を過ぎても入所に関する相談は受け付けておりますが、定員の都合上、希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

問合せ先：鮭川村健康福祉課福祉係 55-2111（内線139）